○雲南市地域活動支援センターⅢ型事業実施要綱

平成１９年１２月２１日

告示第２３４号

改正　平成２５年３月２８日告示第１００号

（目的）

第１条　雲南市地域活動支援センターⅢ型事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項第４号に規定する事業を実施し、法第４条に規定する障害者等（以下「障害者等」という。）の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第２条　地域活動支援センターへの通所により実施する事業で、障害者等のために創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進等必要な支援を行うものとする。

（職員の配置）

第３条　事業に係る職員の配置は、２名以上の職員を配置し、うち１名は専任とし、１名以上を常勤とする。

（対象者）

第４条　事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

（事業の委託）

第５条　市長は、この告示の目的を達成するため、事業を社会福祉法人等（法人格を有する団体をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（委託を受けた者の責務）

第６条　前条の規定により委託を受けた社会福祉法人等（以下「委託事業者」という。）は、この告示の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（実績報告）

第７条　委託事業者は、委託期間が満了したときは、所定の事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

（利用料）

第８条　利用料は、無料とする。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２８日告示第１００号）抄

（施行期日）

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。